

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第6号

### 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (10) 精神保健関係業務手当
- (11) 狂犬病予防等業務手当
- (12) 環境衛生検査等業務手当

第4条を次のように改める。

（感染症防疫等手当）

第4条 感染症防疫等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症及び五類感染症を除く。）又は市長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある区域において行う次の業務に従事したとき。

ア 患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処

理作業又は当該区域から患者を移送する業務

イ 場所若しくは飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒作業又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等の駆除作業

(2) 保健所に勤務する保健師（前号ア又はイに掲げる業務に従事する職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 結核患者の家庭を訪問し、当該患者に対して行う療養指導業務

イ 結核患者又はその疑いのある者に対して行う問診業務

ウ 感染症予防法第15条第1項の規定により結核患者に対して行う質問若しくは必要な調査又は感染症予防法第26条において準用する感染症予防法第19条第1項の規定により結核患者に対して行う入院の勧告の業務であって、面接により行うもの

エ 感染症予防法第6条1項に定める感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う検査における採血業務

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる業務に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 300円

(2) 前項第1号イの業務 1,000円

(3) 前項第2号の業務 300円

第9条の2第1項中「診療所に勤務する医師又は歯科医師が患者に接し、医療又は公衆衛生の業務に従事したとき」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 診療所に勤務する医師又は歯科医師が患者に接し、医療又は公衆衛生の業務に従事したとき。

(2) 保健所に勤務する医師が患者に接し、医療又は公衆衛生の業務に従事したとき。

第9条の2第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号の手当の額は、従事した日1日につき1,220円とする。

第9条の3の次に次の3条を加える。

(精神保健関係業務手当)

第9条の4 精神保健関係業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「精神保健法」という。）第27条第1項の規定に基づく調査

イ 精神保健法第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察の立会い

ウ 精神保健法第29条の2の2第1項の規定に基づく精神障害者の移送

エ 精神保健法第34条第1項から第3項までの規定に基づく精神障害者の移送

オ 精神保健法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導

(2) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、正規の勤務時間以外の時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応業務に従事したとき。

ア 精神保健法第27条第1項の規定に基づく調査

イ 精神保健法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した日1日につき600円（当該業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと市長が認める場合にあっては、1,200円）

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円

(狂犬病予防等業務手当)

第9条の5 狂犬病予防等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第2項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務、同法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは予防注射の業務又は鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年鳥取市条例第76号。次号において「動物愛護条例」という。）第9条第1項の規定に基づく犬の収容業務

(2) 狂犬病予防法第6条第9項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第11条第1項の規定に基づく犬、猫その他市長が認める動物の殺処分業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき600円

（環境衛生検査等業務手当）

第9条の6 環境衛生検査等業務手当は、職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。